

指定性能評価機関(会員)の分類別性能評価書交付件数合計一覧  
(集計期間:平成28年4月1日～平成28年9月30日までで変更は除く)

別紙2

大分類	中分類	項目	建築基準法関係条文 *1	H28上期 合計件数 (4/1～ 9/30)	H27全期 合計件数 (4/1～ 3/31)	H26全期 合計件数 (4/1～ 3/31)	H25全期 合計件数 (4/1～ 3/31)	H24全期 合計件数 (4/1～ 3/31)	H23全期 合計件数 (4/1～ 3/31)	
防火・避難	耐火構造等	耐火構造	法2条7号	90	197	166	131	117	108	
		準耐火構造	法2条7号の2、令129条の2の3	47	49	115	112	73	67	
		防火構造	法2条8号	61	125	132	154	93	94	
		準防火構造	法23条	4	5	1	0	8	3	
		防火地域等の屋根の構造	法63条	43	62	81	77	84	85	
		大規模木造建築物の延焼防止壁等	法21条2項	0	0	-	-	-	-	
		22条区域の屋根の構造	法22条	0	1	1	3	8	2	
	不燃材料等	特定準耐火構造	法27条1項	0	0	-	-	-	-	
		不燃材料	法2条9号	138	254	249	280	235	260	
		準不燃材料	令1条5号	22	65	72	56	32	23	
防火設備等	難燃材料	令1条6号	0	5	4	4	0	1		
	特定防火設備	令112条1項	27	24	8	23	5	8		
	防火設備	法2条9号の2口、法64条	213	324	358	394	341	163		
	防火設備閉鎖機構	令112条14項	10	24	20	23	21	23		
	防火区画等を貫通する管	令129条の2の5第7号ハ	36	47	63	51	35	0		
建築物等	耐火性能検証法	令108条の3第1項	29	38	48	41	39	36		
	防火区画検証法	令108条の3第4項	15	25	22	29	25	18		
	階避難安全性能検証	令129条の2第1項	2	4	6	11	5	7		
	全館避難安全性能検証	令129条の2の2第1項	23	33	37	38	34	22		
	高さ60mを超える建築物(超高層建築物)	法20条1項1号	46	59	89	68	82	88		
構造	高さ60m以下の時刻歴応答解析建築物(免震建築物等)	高さ60mを超える建築物	法20条2号口、3号口、4号口	78	119	136	191	230	152	
		高さ60mを超える工作物	令139条1項3号他	9	17	16	89	179	50	
		軸組工法	令46条4項	18	40	34	29	39	35	
	壁倍率	枠組壁工法	施行規則8条の3	0	0	18	15	18	15	
		基礎杭の許容支持力の算出方法	施行規則1条の3	8	31	14	35	16	23	
	図書省略	木造等	施行規則1条の3	0	0	0	0	1	1	
		鉄骨造等	施行規則1条の3	2	3	8	8	10	4	
		鉄筋コンクリート造等	施行規則1条の3	0	0	0	0	0	0	
	プログラム	構造計算プログラム	法20条2号イ、3号イ	0	4	4	0	2	0	
	材料・工法等	特定天井	天井工法	令39条3項	1	1	1	0	-	-
指定建築材料		鋼材	法37条2号	5	14	25	41	28	41	
		高力ボルト	法37条2号	3	21	22	15	6	9	
		構造用ケーブル(ワイヤロープ)	法37条2号	0	5	0	1	6	3	
		鉄筋	法37条2号	2	10	12	5	9	6	
		溶接材料	法37条2号	0	0	0	0	1	0	
		ターンバックル	法37条2号	0	0	3	1	8	8	
		コンクリート	法37条2号	84	175	186	226	280	211	
		免震材料	法37条2号	1	11	58	23	25	22	
		木質接着成形軸材料	法37条2号	0	0	0	0	0	0	
		木質複合軸材料	法37条2号	6	14	4	0	0	3	
		木質複合断熱パネル	法37条2号	0	0	0	0	0	0	
		木質接着複合パネル	法37条2号	0	0	0	18	0	18	
		トラス用機械継手	法37条2号	0	0	0	0	0	0	
		打込み鋸	法37条2号	0	0	0	0	1	1	
		アルミニウム合金	法37条2号	0	0	2	-	-	-	
		膜材料	法37条2号	3	6	12	6	2	1	
		石綿飛散防止材	法37条2号	0	0	1	2	4	1	
		緊張材	法37条2号	0	0	2	0	0	1	
軽量気泡コンクリート		法37条2号	0	3	0	4	0	0		
鋼材の接合等		鋼材の接合法	令67条1項	1	2	1	1	0	2	
		継ぎ手・仕口構造方法	令67条2項	1	2	1	1	6	13	
シックハウス		高力ボルトの接合	令68条3項	0	1	0	4	0	0	
		ホルムアルデヒド発散建築材料	令20条の7、2項他	30	44	66	51	69	59	
		ホルムアルデヒド量1mg以下の居室	令20条の9他	0	0	0	0	0	0	
建築設備		遮音	壁等の遮音構造	法30条	4	8	11	13	9	14
		浄化槽	合併処理浄化槽	法31条2項、令35条1項	2	6	8	0	6	5
		換気設備	火気使用室換気設備	令20条の3、2項	0	1	-	-	-	-
		昇降機	かご及び主要な支持部分等	令129条の4、1項3号他	39	73	84	122	118	117
		非常用照明	非常用の照明装置	令126条の5第2号	23	22	29	0	0	0
その他		遊戯施設	客席にいる人を落下させない構造等	令144条1項3号イ他	2	3	4	4	5	6
合計件数				1128	1977	2234	2400	2315	1829	

\*1凡例 法:建築基準法、令:建築基準法施行令